

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金

Q & A

令和6年4月

1 対象となる事業者について

◆どのような事業者が対象となるのか。

⇒東広島市内に事業所を有する中小事業者又は個人事業主が対象となります。詳細は、申請の手引きの「2 補助対象者」の項目を参照してください。

◆対象外となる業種はあるのか。

⇒農業、事業規模でない不動産業は対象外です。また、政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象となりません。

◆市外に本社があるが、対象となるのか。

⇒市外に本社があっても、市内に事業所・店舗を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合は、対象となります。

◆市内に本社があるが、市外の事業所で補助事業を実施する場合は対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となるのか。

⇒対象となりません。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業は対象外）

◆創業して間もないが対象となるのか。

⇒令和6年4月1日時点で事業を開始していれば対象となります。

◆経済状況のモニタリング調査とはなにか。

⇒市内の経済状況を把握することを目的に、事業者ポータルサイト サポートビラを活用して実施している、本市独自のアンケート調査です。

◆事業者ポータルサイト サポートビラとはなにか。

⇒本市が運営している、事業者向けのポータルサイトです。（登録無料）

『事業者ポータルサイト サポートビラ』

URL : <https://higashihiroshima.service-now.com/bp>



2 補助率・補助額について

(1) 全般

◆事業拡大等のため、300万円の事業費が見込まれるが、通常枠で申請する場合、

その2/3の200万円を補助してもらえるのか。

⇒補助金には、それぞれ上限額を設けています。

- ・「通常枠」では100万円
- ・「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」では120万円

今回のケースでは、上限額に達するため、交付決定される補助金額は「通常枠 100万円」、「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠 120万円」が上限となります。

(2) パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠

◆「パートナーシップ構築宣言」とは何か。

⇒「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言（コミット）するものであり、円滑な価格転嫁や取引の適正化の促進を図るため、国が推進する気運醸成の取組です。詳細はホームページをご確認ください。

『パートナーシップ構築宣言ホームページ』

URL : <https://www.jcci.or.jp/partnership/>



◆「パートナーシップ構築宣言」の登録方法は。

⇒パートナーシップ構築宣言ポータルサイトから登録ができます。登録手順は、サイト内の「概要・登録方法」のページをご参照ください。

『パートナーシップ構築宣言ポータルサイト』

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>



[問合せ先]

- ・「宣言」について
内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当） 03-6257-1540
中小企業庁企画課 03-3501-1765
- ・「宣言」の提出・掲載について
（公財）全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688

◆「賃上げ」は1円でも賃上げを行えば、「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」を適用してもらえるのか。

⇒当該枠の適用要件は、『常時雇用する労働者のうち、最も低い賃金の者の賃金単価を30円以上引き上げること』となります。1円の賃上げでは適用されません。

◆「常時雇用する労働者」の定義を教えてください。

⇒「常時雇用する従業員」とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①又は②のいずれかに該当する従業員を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

◆パートナーシップ構築宣言と賃上げの両方を実施しないと「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」は適用されないのか。

⇒どちらか一方を実施していれば適用できます。

◆「通常枠」と「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」の両方に申請が可能か。

⇒「パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠」は「通常枠」を申請する方のうち、パートナーシップ構築宣言及び賃上げを行った方に補助率、上限額を上乗せするものです。そのため、両方に申請することはできません。

4 申請手続きについて

(1) 全般

◆市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請が可能か。

⇒事業所ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で申請を行ってください。

◆複数回に分けて申請することは可能か。

⇒複数回に分けての申請はできません。1 事業者あたり 1 度限り申請可能です。

◆同一の事業者が複数の取組区分（「省エネ投資」、「効率化・高収益化」、「新商品・新サービス開発」、「事業拡大・販路開拓」）で申請することは可能か。

⇒上限額に達するまで、「省エネ投資」、「効率化・高収益化」、「新商品・新サービス開発」、「事業拡大・販路開拓」、「人材確保・人材育成」を、柔軟に組み合わせて活用できます
ただし、申請は 1 事業者につき 1 件までです。

◆複数の事業を始める予定だが、複数申請が可能か。

⇒申請は 1 事業者につき 1 件までです。複数の事業をまとめて 1 つの申請書に記載することは可能ですが、複数申請はできません。

◆国の「事業再構築補助金」「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT 導入補助金」や東広島市の「ビジネスチェンジ支援事業補助金」や「新ビジネスモデル応

「補助金」等、これまでに別の補助金の採択・交付決定を受けたが、申請可能か。

⇒異なる事業で補助対象経費が別であれば申請可能です。上記の補助金を受けた同一事業への併用は対象外となります。

◆交付申請時に全ての見積りが必要か。

⇒交付申請、事業計画書の審査では、経費の妥当性も確認しますので、原則、申請時に見積りが揃っていることが必要です。

(2) 募集・受付・交付決定

◆補助金の交付申請の受付はいつまでか。

⇒受付期間は令和6年4月1日（月）から令和6年8月30日（金）までです。

なお、期間内であっても、補助金の申請が予算額に達し次第、受付を終了します。

◆申請はどのような手順で行えばよいか。

⇒申請は、申請支援機関（東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会、安芸津町商工会）に申請相談を実施し、当該機関に申請書類を揃えて提出してください。

◆商工会議所・商工会の会員ではないが受け付けてもらえるのか。

⇒はい、会員・非会員を問わず受け付けています。

◆交付申請書・事業計画書等を提出後、交付の可否が判明するまでどれくらい時間がかかるのか。

⇒交付申請書・事業実施計画書等は提出されたものから順次受付・内容審査を行います。内容に不備がない場合は、概ね2週間をめぐりに交付の可否を決定します。

◆計画認定前に発注（補助事業への着手）を行ってよいか。

⇒事前着手は認められません。交付決定後に、事業に着手してください。

◆交付決定通知書が届けば、必ず補助金はもらえるのか。

⇒交付決定は、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の交付を受けるためには、交付決定をうけた事業計画に沿って、市の補助金交付規則、本補助金の交付要綱等の規定に従い、期限内に事業を完了し、提出期限までに実績報告を行っていただく必要があります。実績報告書類を精査した上で補助金額を確定します。

◆交付決定通知書が届けば、当該事業計画書の関連経費は全て補助対象として実績報告してよいか。

⇒事業計画書に記載され、市が交付決定で認めた経費であれば対象となります。それ以外の経費は実績報告の対象となりません。

(3) 変更・中止

◆交付決定後、事業計画の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。

⇒交付決定を受けた後の事業計画の変更は原則認められませんが、やむを得ない事情があり、事前に事務局へ申請し承認を得た場合に限り可能です。但し、次の変更はできません。

- ・取組む事業の区分が変わり、当初計画との同一性が認められない場合（新たな別事業とみなされる場合）

[例：【当初の計画】省エネ投資⇒【変更後の計画】新商品・新サービス開発]

- ・認定された事業計画にないものを購入する場合
- ・変更により、事業目的の達成に支障を生じる場合や事業効率の低下をもたらす恐れのある場合
- ・認定を受けた補助金の額を増額して事業を実施しようとする場合。認定後に補助対象経費が増えても、補助金額は当初の交付決定額が上限となります。

◆軽微な変更でも変更承認書の提出が必要なのか。

⇒交付決定を受けた申請内容と変わる場合は、軽微なものを含め必ず事務局へ連絡してください。変更申請が必要かどうかの判断をさせていただきます。

◆補助事業を中止（辞退）する場合は、どうしたらよいか。

⇒中止する場合は、あらかじめ市へ「物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）申請書」を提出し、承認を得る必要があります。

5 補助対象経費について

(1) 全般

◆消費税及び地方消費税は補助対象経費になるか。

⇒対象となりません。交付申請や実績報告の際は、すべて税抜きの金額で記載してください。

◆振込手数料は補助対象経費になるか。

⇒対象となりません。

◆補助対象期間（令和7年2月14日（金）まで）を超えて支払った経費は対象となるか。

⇒対象となりません。納品が補助対象期間内に完了していても、補助対象期間を過ぎての支払いについては補助対象外となります。

◆申請書類一式を提出すれば、認定（交付決定）前に発注した経費も補助対象となるか。

⇒対象となりません。交付決定（計画認定）後に発注したものが対象です。

◆補助対象期間（令和7年2月14日（金）まで）終了後に参加する展示会等の費用を補助計画期間内に前払いしたものは対象となるか。

⇒対象となりません。補助事業期間中に支払いが終わっていても、まだ実施していない取組は対象となりません。

◆パソコンやタブレット端末等の購入は補助金の対象となるか。

⇒汎用性の高いとみなされる経費は原則対象外です。但し、補助事業の実施に必要不可欠であり、かつ、事業用として使用することが明確である場合は、この限りではありません。

（詳細は申請の手引き P.7）

例：エアレジとセットで導入するタブレット端末等

◆個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆オークション品は対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆中古品の購入は対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆オンラインショップでの購入は対象となるのか。

⇒基本的には対象としますが、フリマサイトでの購入は対象外とします。

◆補助対象経費の対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。

⇒対象外と対象内の経費が明確に区分できる場合は、補助対象経費として対象となります。

例えば、工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象内の経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。

◆市外の事業所に設置する設備等は補助対象となるか。

⇒対象となりません。

◆交通費で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか。

⇒社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる経費は対象外です。

◆指導・調査等を依頼する外部専門家はどのような専門家が対象か。

⇒指導・調査の内容に関して、生業かつ主要業務としている専門家とします。また、指導・調査の内容や成果を実績報告で示していただきます。

◆車両の購入は補助対象となるか。

⇒車両の購入は原則対象となりません。エコタイヤ等の省エネ性能のある部品の購入や改修費等であれば、対象となり得ます。

◆本事業で購入した設備を売却しても問題ないか。

⇒購入した設備を売却・譲渡等するには、その耐用年数を過ぎるまでは、市の承認が必要となります。また、相当額の補助金の返還を求める場合もありますので、必ず事前に相談してください。

◆自社で施工（調達）する場合は補助対象となるか。

⇒社外から調達する原価（当該調達品の製造原価等）を補助対象とします。

◆同一の代表者又は取締役等が経営するグループ会社へ発注する場合も対象となるか。

⇒まずはグループ会社以外への発注をご検討ください。やむを得ず、グループ会社へ発注する場合は、自社調達の場合（上記の回答）に準じて考え、当該グループから調達する原価をもって補助対象経費に計上することとします。また、この場合はグループ会社以外から合い見積もりをとってご提出ください。

（２）省エネ投資

◆省エネ機器の種類はどのようなものが対象となるか。

⇒電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器、石油温水機器等が想定されます。上記以外にも、導入や更新により省エネによるコスト削減効果が見込まれるものであれば、対象となり得ます。

※生活環境部 環境先進都市推進課が実施している「事業者用再エネ・省エネ設備導入補助金」の対象である、太陽光発電設備、リチウムイオン電池システム、高効率空調設備及び高効率照明設備（主に、太陽光発電設備、蓄電池（太陽光に付帯するもの）、エアコン、LED照明）は対象外となります。

◆導入する省エネ機器の省エネ性能に指定はあるか。

⇒導入する機器について、統一省エネラベルの多段階評価点〇〇点以上や、省エネ基準達成率〇〇%以上というような指定は設けていませんが、事業計画において、導入前後を比較して省エネ機器導入によるコスト削減効果を、根拠となる資料やデータ等を用いて定量

的に示してください。なお、事業者の省エネ診断や、現状・課題分析、対策提案等に係る専門家への依頼・指導経費も補助対象となります。

(3) 効率化・高収益化

◆効率化・高収益化のための導入設備とはどのようなものが対象となるか。

⇒デジタル化やシステム化など、従来の業務を効率化・適正化し、生産性の向上やコスト削減により、効率化・高収益化が見込まれる機器、設備、システム等の導入を想定しています。事業計画において、導入前後を比較して、導入によって効率化・高収益化が見込まれることを定量的に示してください。

(4) 新商品・新サービス開発

◆新商品や新サービス等に対する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に関する費用も対象となるのか。

⇒出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象となります。

◆大学等との共同研究に係る費用は補助対象となるか。

⇒対象となります。

(5) 事業拡大・販路開拓

◆新たな事業を行うために、国（又は自治体）に申請する営業許可（又は登録）等の申請手数料等は対象となるか。

⇒対象となりません。

◆販路拡大のためECサイトの運営を始めたい。システム構築費用やランニングコストは対象となるのか。

⇒対象となります。但し、ランニングコストについては、事業実施期間にかかったもののみ対象となります。

◆販路拡大のためホームページを作成したいが対象となるか。

⇒目的や成果が明確であれば対象となり得ます。事業計画書及び実績報告書で内容や成果を具体的に示していただきます。なお、自社の宣伝目的等のためのホームページ作成は、通常の営業活動に活用されるものとして、対象外となる場合があります。

◆新たな事業の宣伝として、SNSにWEB広告を掲載することを検討しているが、対象となるのか。

⇒対象となります。但し、事業実施期間に広告が使用・掲載された部分のみです。

◆事業拡大として、新たに不動産業、物品賃貸業を行うことを考えているが、補助対象となるか。

⇒貸出しを目的とした商品（賃貸物件、貸倉庫、工具備品等）の購入等は対象となりません。

◆自社で新規事業の営業を行うための旅費・交通費は補助対象となるか。

⇒通常の営業活動となるため対象となりません。不特定多数を対象とした展示会出展等の旅費交通費は補助対象となります。

6 実績報告、支払いについて

◆補助金はいつ入金されるか。

⇒補助事業完了後です。事業完了から入金までの流れは以下のとおりです。

補助事業完了→実績報告書の提出→補助金額確定通知書の受理→請求書提出→入金

◆補助金の前払い（先払い）してもらえないのか。

⇒前払い（先払い）は行いません。補助金の支払いは、補助事業完了後、実績払いします。

◆経費の支払いは現金払いでも対象となるか。

⇒対象となります。この場合、証拠書類として領収書（宛名、支払日、支払金額、支払先、但し書き、税率等、必要事項が全て記入されたもの）を添付してください。（レシートのみは不可）

◆経費の支払いは手形支払いでも対象となるか。

⇒対象となります。手形支払を行う場合は、補助事業終了日までに決済されることが必要です。

◆経費をクレジットカードやQRコード決済等で支払っても対象となるか。

⇒対象となります。ただし、事業実施期間内（令和7年2月14日まで）に、銀行口座からの引き落としが確認できることが必要です。なお、当該決済に関する経費の明細がない場合は、別途明細を確認できるものが必要となりますので、ご注意ください。

◆経費の支払い書類はレシートでもよいか。

⇒レシートは認められません。購入店等で領収書を発行してもらってください。